

改正 令和4年3月31日 原規総発第2203311号 原子力規制委員会決定

令和4年3月31日

原子力規制委員会

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等（原規総発第120919087号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 不開示情報該当性に関する判断基準</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 <u>行政機関等匿名加工情報又は削除情報</u> (法第5条第1号の2) についての判断基準</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>第3 不開示情報該当性に関する判断基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 <u>行政機関等匿名加工情報又は削除情報</u> (法第5条第1号の2) についての判断基準</p>	<p>目次</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 不開示情報該当性に関する判断基準</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 <u>非識別加工情報又は削除情報</u> (法第5条第1号の2) についての判断基準</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>第3 不開示情報該当性に関する判断基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 <u>非識別加工情報又は削除情報</u> (法第5条第1号の2) についての判断基準</p>
<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) (抄)</p> <p>第五条</p> <p>一の二 <u>個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報 (同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。) 又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</u></p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) (抄)</p> <p>第五条</p> <p>一の二 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報 (同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。) 若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報 (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に</u></p>

照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

(1) 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項の「行政機関等匿名加工情報」が該当する。これらについては、個人情報保護法に提供の仕組みが設けられていることから、法に基づく開示義務の対象から除外されている。

(2) 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号」とは、「行政機関等匿名加工情報」の作成に用いた個人情報保護法第60条第1項の「保有個人情報」

(1) 「行政機関非識別加工情報」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第9項の行政機関非識別加工情報を、「独立行政法人等非識別加工情報」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第9項の独立行政法人等非識別加工情報が該当する。これらについては、両法に提供の仕組みが設けられていることから、法に基づく開示義務の対象から除外されている。

(2) 「行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除

から削除した、同法第2条第1項第1号に規定する「記述等」及び同条第2項に規定する「個人識別符号」が該当する。これらについては、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあることから、不開示情報と規定されている。

2～6 (略)

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準
(略)

1・2 (略)

3 ただし、法第5条第1号の2の情報は、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあることから、公益裁量的開示の対象から除かれている。

く。)から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号」とは、行政機関個人情報保護法第44条の2第3項に規定する削除情報を、「独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号」とは、独立行政法人等個人情報保護法第44条の2第3項に規定する削除情報が該当する。これらについては、公にすると行政機関非識別加工情報等の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあること等から、不開示情報として規定されている。

2～6 (略)

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準
(略)

1・2 (略)

3 ただし、法第5条第1号の2の情報は、公にすると行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあることから、公益裁量的開示の対象から除かれている。